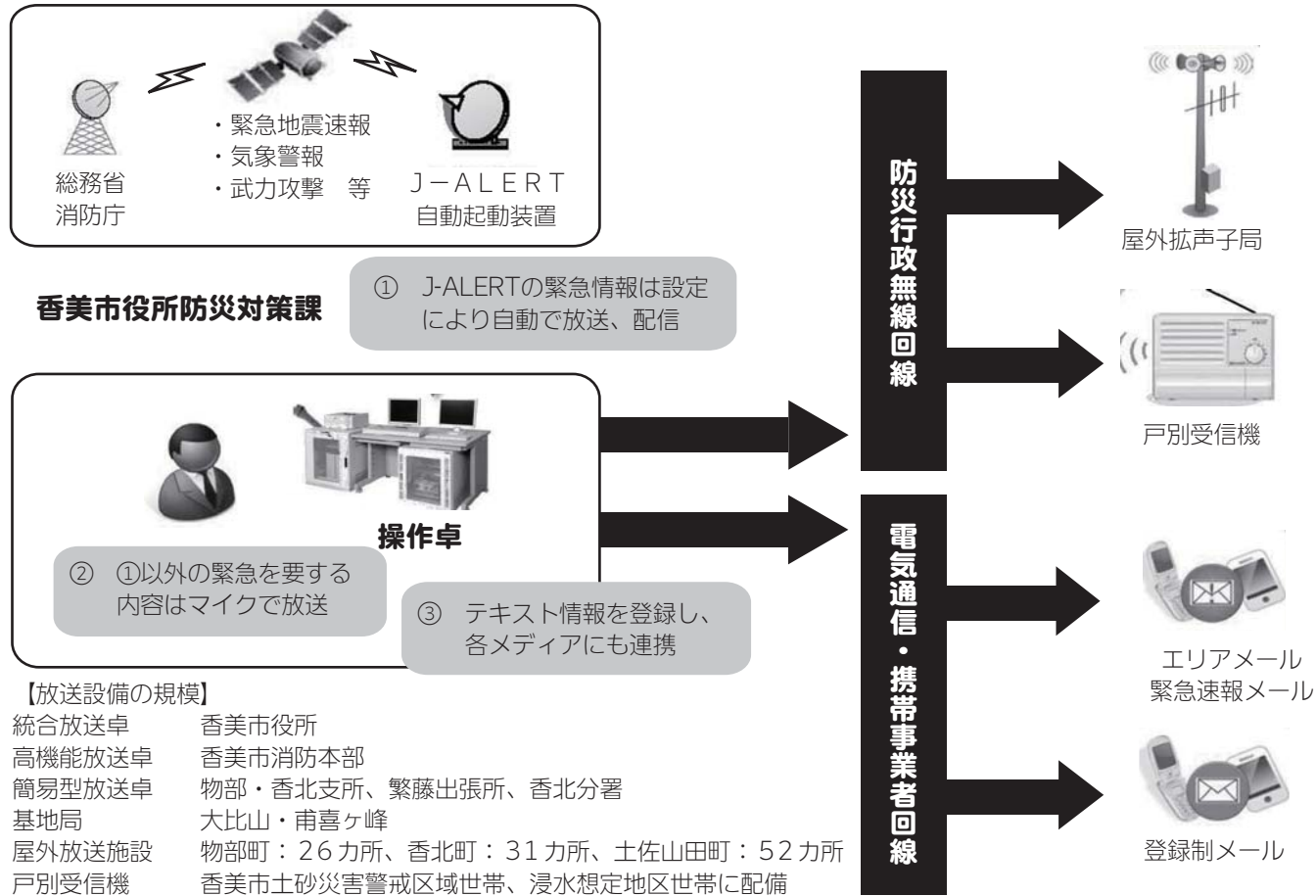


香美市防災行政無線 デジタルシステム

■問い合わせ先
防災対策課
☎52-8008

香美市では、平成28年度より3カ年の計画で、デジタル同報系防災行政無線の整備をしました。
市から住民の皆さまへ災害情報、行政連絡等のお知らせを行うことを主目的とし、市内に設置された屋外拡声子局や、集会所等に設置の戸別受信機、登録制メールを整備しました。それらを使って、災害時・平常時の情報を、音声放送・メールで住民の皆さまへ連絡いたします。



放送の内容

- ◆いのちを守るため
 - 避難準備、高齢者避難開始、避難勧告や避難指示(緊急)などの防災情報
 - 全国瞬時警報システム(J-ALERT)からの緊急地震速報、国民保護情報(他国からの武力攻撃など)
 - 警察から行方不明者の情報提供依頼
- ◆くらしのため
 - 市や消防からお知らせする行政情報
 - 警察からの防犯に関するお知らせ
 - 機器の作動を確認するための定時放送

登録制メール

アドレス: bosai_city_kami@x.bmd.jp

QRコード:



内容を聞き漏らした場合

この番号に電話すると、放送内容を確認することができます。

☎0887-57-2141

※全国瞬時警報システム(J-ALERT):人工衛星と市町村の防災無線を利用して地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対応しなくてはならない事態が発生した時に、国から住民に直接、速やかに情報を知らせることを目的としたシステム

後期高齢者医療制度の お知らせ

■問い合わせ先
市民保険課☎53-3115

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

◆後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方

世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下、かつ世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方

保険料均等割(※)の軽減特例が**9割軽減**から**8割軽減**に変わります。

※保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。



保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方

保険料均等割特例の**5割軽減**が『後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで』となります。所得割は引き続き賦課されません。なお、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた軽減が受けられます。

(例) 元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方



★平成31年度の保険料は7月1日に決定し、7月中旬頃に通知する予定です。